

令和6年

第2回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和6年2月22日
午前9時30分

場所 仁木町役場 「委員会室」

令和6年第2回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和6年2月22日(木) 午前9時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	体罰に係る実態把握に関する件
日程第 5	議案第1号	仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例に関する件
日程第 6	議案第2号	仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則に関する件
日程第 7	議案第3号	仁木町学校給食共同調理場会計規程を廃止する規程に関する件
日程第 8	議案第4号	令和6年度仁木町教育行政執行方針に関する件
日程第 9	議案第5号	令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)のうち、教育費に係る意見聴取に関する件
日程第 10	議案第6号	山村開発センターの指定管理者の指定に係る意見聴取に関する件
日程第 11	議案第7号	令和6年度余市郡仁木町一般会計予算のうち、教育費に係る意見聴取に関する件
日程第 12	議案第8号	令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果に関する件
日程第 13	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和6年1月15日(月)～2月22日(木)

1 令和6年第1回総合教育会議

令和6年1月15日(月) 委員会室

＝概要＝

○ 出席委員 町長、教育長、教育委員(4人)

○ 庶務 総務課長、総務係長

○ 補佐 教育次長

○ 議件 部活動の地域移行について

仁木町すこやか子育てセンター「ikor(イコロ)」の内覧

2 総務経済常任委員会所管事務調査

事務報年1月16日(火) 委員会室及び現地

＝概要＝

○ 银山小学校屋上防水等の施工状況について

○ 防水補修工事及び天井張替他補修工事の確認

3 第1回银山地区における新たなコミュニティ拠点づくりに向けたワーキングチーム会議

令和6年1月16日(火) 银山生活改善センター

＝概要＝

○ 委嘱状の交付(委員14人、オブザーバー3人)

○ 趣旨説明、自己紹介、議題(委員長・副委員長の選出、今後の取組)

4 (仮称)银山地区義務教育学校基本設計に係る住民説明会

令和6年1月18日(木) 银山生活改善センター

＝概要＝

○ 参加者 21人

○ 教育委員会 教育長、教育次長、主幹

○ 設計コンサル 3人

○ 内容 基本設計について、現在の银山小学校の状況、義務教育学校の検討、質疑応答)

5 仁木町子ども体験塾第8回講座・仁木町子どものつどい
令和6年1月20日(土)町民センター及び保健センター
＝概要＝

- 主催 仁木町子ども会育成連絡協議会、仁木町教育委員会
- 内容 ピザを作ろう(生地から焼き上がり、試食まで)
- 講師 仁木町子ども会育成連絡協議会役員
- 参加者 61人(児童生徒29人、大人26人、幼児2人、事務局4人)

6 定例校長会

令和6年1月22日(月)会議室2
＝概要＝

- 教育長挨拶(示達事項含む)
 - ・令和6年度教職員人事について
 - ・令和6年度教育関係予算及び教育行政執行方針について
 - ・冬の登下校時における交通安全について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - (1) 教育課程の適切な管理・実施について
 - (2) 卒業証書授与式について
 - (3) 令和6年度の行事予定の確認について
 - (4) 第3回E B E会議について
 - (5) その他
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程
次回校長会 2月14日(水)9:30～ 役場会議室2

7 令和6年度当初予算査定(町長査定)

令和6年1月22日(月)応接室
＝概要＝

- 査定内容 学校エアコン設置事業、银山義務教育学校、町民スキー場、
学校給食費補助金
- 出席者 教育長、教育次長、主幹、生涯学習係長
- 査定者 町長、副町長、財政課長、財政係長

- 8 令和6年度当初教職員人事打ち合わせ
令和5年1月23日(火) 銀山小学校
=概要=
○ 内 容 期限付き教諭の次年度の意向確認
- 9 令和6年度当初教職員人事(管理職)最終確認
令和5年1月24日(水) 教育長室
=概要=
○ 令和6年度教職員人事(管理職)最終確認
○ 確認者 後志教育局長、教育長
○ 対象者 校長3人、教頭1人
- 10 令和6年度当初教職員人事一次協議
令和6年1月31日(水) 教育長室(ZOOM)
=概要=
○ 令和6年度教職員人事(一般教職員)協議
○ 後志教育局 高橋課長、菅原係長、松尾主事、山田主事
- 11 令和6年第1回学校給食運営委員会
令和6年1月31日(水) 保健センター健康学習室・健康相談室
=概要=
○ 令和5年度学校給食費(給食費負担金)について
○ 令和6年度学校給食費(給食費負担金)について
○ 令和6年度学校給食費(給食費負担金)に係る予算案について
○ 学校給食費(給食費負担金)の生産について
○ 仁木町学校給食共同調理場会計について
- 12 令和6年第1回仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会
令和6年1月31日(水) 保健センター健康学習室、健康相談室
=概要=
○ 令和6年度学校給食の献立計画について
○ 令和6年度学校給食用物資選定について

13、辞令交付

令和6年2月1日（木）会議室2

＝概要＝

○ 内 容 令和6年2月1日付け人事異動に伴う辞令交付

14 政策調整会議

令和6年2月1日（木）応接室

＝概要＝

○ 機構の見直しについて など

15 令和6年度当初教職員人事面談

令和6年2月1日（木）各学校

＝概要＝

○ 異動対象者の意向確認

16 令和6年度職員採用試験面接（社会人枠）

令和6年2月4日（日）応接室

＝概要＝

○ 令和6年4月1日採用職員面接

○ 面接官 副町長、教育長、総務課長

○ 受験者 5人（1次試験合格者）

○ 内定者 3人

17 令和5年度第2回定例監査

令和6年2月5日（月）～7日（水）議会委員会室

＝概要＝

○ 令和5年度施設修繕の実施状況について

○ 教育委員会～29事業

18 令和6年度当初教職員人事面談

令和6年2月6日（火）各学校

＝概要＝

○ 異動対象者の意向確認

- 19 令和6年度学校経営指導訪問（第2回）
 令和6年2月8日（木）仁木小学校、仁木中学校
 =概要=
 ○ 各部からの令和5年度の成果と課題の報告
 ○ 講演会 演題 「未来を生きる子どもに必要な資質・能力の育成」
 講師 後志教育局 義務教育指導監
- 20 自治労仁木町職員労働組合との事務協議
 令和6年2月9日（金）応接室
 =概要=
 ○ 機構の見直しについて
- 21 議会運営委員会
 令和6年2月9日（金）議会委員会室
 =概要=
 ○ 令和6年第1回仁木町議会臨時会の会期日程等議会運営について
- 22 令和6年第1回仁木町議会臨時会
 令和6年2月9日（金）議会議場
 =概要=
 ○ 承認 1件・補正予算1件（専決予算1件） 承認
 ○ 議案 4件・補正予算1件（一般会計） 可決
 ・ 条例改正2件（手数料条例ほか1件） 可決
 ・ 条例制定1件（子育て支援センター） 可決
- 23 令和6年第1回後志教育研修センター教育委員会
 令和6年2月13日（月）後志教育研修センター会議室
 =概要=
 ○ 議事
 ・ 令和5年度一般会計補正予算（第2号）～承認
 ・ 令和6年度事業推進の構想～承認
 ・ 令和6年度一般会計予算～承認

24 令和5年2月14日(火) 会議室2

=概要=

○ 教育長挨拶(示達事項含む)

- ・令和6年度教職員人事について
- ・令和5年度卒業式、令和6年度入学式について
- ・令和6年度辞令交付式について
- ・eスポーツの取組について

○ 会務報告、連絡事項

○ 協議事項

- (1) 教育課程の適切な管理・実施と令和6年度へ向けた取組について
- (2) 「仁木町教育目標」「仁木町教育執行方針」について
- (3) 入学式について
- (4) 学校職員評価について
- (5) コミュニティスクールについて
- (6) 令和6年度の学校閉庁日について

○ 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回校長会 3月15日(金) 14:00～ 役場会議室2

25 令和6年度銀山女性の会定期総会

令和6年2月17日(土) 銀山生活改善センター

=概要=

- 開会の言葉、物故者への黙祷、会長挨拶、来賓挨拶(町長、教育長)、議長選出、議事(令和5年度事業報告、令和5年度収支決算報告、監査報告、令和6年度事業計画案、令和6年度予算案、役員改選)、議長解任、閉会の言葉
- 来賓～町長、教育長、議員(地元選出)、小学校長、郵便局長、銀山コミュニティ推進協議会会長、地域おこし協力隊

26 子ども体験塾第9回講座(多世代交流ふれあい教室)

令和6年2月17日(土) 役場庁舎屋外

=概要=

- 内容 スノーキャンドルを作ろう
- 参加者 40人(子ども24人、大人16人)

- 27 余市町教育委員会との打ち合わせ
令和6年2月19日(月)教育長室
=概要=
○ 部活動の地域移行について
- 28 仁木町特別支援教育育成会「卒業と進級を祝う会」
令和6年2月20日(火)銀山中学校体育館
=概要=
○ 開会式、来賓挨拶(教育長)、ゲームの集い、各児童生徒の発表、卒業生紹介、お礼の言葉、閉会、記念写真
○ 対象者 21人(小学生8人、中学生13人)※仁木小学校は学校閉鎖
○ 参加者 対象児童生徒、担当教諭、教育長、保護者、各学校長
- 29 後志管内市町村教育委員会教育長会議
令和6年2月21日(水)後志合同庁舎会議室
=概要=
○ 当面する教育諸問題について
- 30 後志町村教育委員会協議会教育長部会役員会
令和6年2月21日(水)後志合同庁舎会議室
=概要=
○ 役員改選について
○ 令和6年度定期総会について

日程第 4

報告第 1 号

体罰に係る実態把握に関する件について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和6年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

日程第 5

議案第 1 号

仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

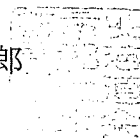
仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁 総 号
令和6年2月20日

仁木町教育委員会
教育長 岩井 秋 男 様

仁木町長 佐藤 聖一郎



予算等に対する意見の聴取について

令和6年第1回仁木町議会定例会に提出を予定している議案のうち、次の議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

令和6年第1回仁木町議会定例会付議案件

- (1) 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）の関係部分
- (2) 山村開発センターの指定管理者の指定について
- (3) 仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について
- (4) 令和6年度余市郡仁木町一般会計予算の関係部分

(総務課総務係)

仁 教 委 号
令和 6 年 2 月 日

仁木町長 佐 藤 聖 一 郎 様

仁木町教育委員会
教育長 岩 井 秋 男

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和 6 年 2 月 16 日付仁総号で意見照会のありましたこのことについて、原案のとおりで差し支えありません。

（総務学校教育係）

仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例

仁木町水泳プール設置条例（昭和44年仁木町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条の規定に基づき、仁木町に次の水泳プールを設置する。

名称 仁木水泳プール

位置 仁木町西町1丁目52番地

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表

○仁木町水泳プール設置条例

②P11420～

新	旧																
<p>仁木町水泳プール設置条例</p> <p>昭和44年仁木町条例第35号</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第12条の規定に基づき、仁木町に次の水泳プールを設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名称</td> <td>仁木水泳プール</td> <td>場所</td> <td>仁木町西町1丁目52番地</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>仁木町西町1丁目52番地</td> <td></td> <td>仁木町銀山2丁目211番地</td> </tr> </table> <p>第3条～第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	名称	仁木水泳プール	場所	仁木町西町1丁目52番地	位置	仁木町西町1丁目52番地		仁木町銀山2丁目211番地	<p>仁木町水泳プール設置条例</p> <p>昭和44年仁木町条例第35号</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第12条の規定に基づき、仁木町に次の水泳プールを設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名称</td> <td>仁木水泳プール</td> <td>場所</td> <td>仁木町西町1丁目52番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>銀山水泳プール</td> <td></td> <td>仁木町銀山2丁目211番地</td> </tr> </table> <p>第3条～第10条 略</p>	名称	仁木水泳プール	場所	仁木町西町1丁目52番地		銀山水泳プール		仁木町銀山2丁目211番地
名称	仁木水泳プール	場所	仁木町西町1丁目52番地														
位置	仁木町西町1丁目52番地		仁木町銀山2丁目211番地														
名称	仁木水泳プール	場所	仁木町西町1丁目52番地														
	銀山水泳プール		仁木町銀山2丁目211番地														

日程第 6

議案第 2 号

仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和43年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とを比較し、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものはこれを削る、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものはこれを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものはこれを削る。

改正前	改正後
<p>仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則 昭和43年教育委員会規則第1号</p> <p>第1条～第2条の3 略</p> <p>(委託)</p> <p>第2条の4 教育委員会は、給食関係物資の運搬・配送業務・ボイラー運轉業務等について、団体又は個人に委託させることができる。</p> <p>第3条 略</p> <p>(会計)</p> <p>第4条 給食調理場の会計に関する事項は別に定める。</p> <p>(運営委員会の任務)</p> <p>第5条 学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という）の任務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 給食調理場の管理、運営に関する教育委員会の諮問に答申すること。</p> <p>(2) 給食調理場の管理運営に関し、教育委員会に意見を具申すること。</p> <p>(3) 給食負担金にかかる予算の審議及び決算の認定を行うこと。</p> <p>(4) 学校給食の啓蒙、向上、普及に関する調査、研究を行うこと。</p>	<p>仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則 昭和43年教育委員会規則第1号</p> <p>第1条～第2条の3 略</p> <p>(委託)</p> <p>第2条の4 教育委員会は、給食関係物資の運搬・配送業務等について、団体又は個人に委託させることができる。</p> <p>第3条 略</p> <p>(運営委員会の任務)</p> <p>第4条 学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という）の任務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 給食調理場の管理、運営に関する教育委員会の諮問に答申すること。</p> <p>(2) 給食調理場の管理運営に関し、教育委員会に意見を具申すること。</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条第2項に規定する保護者の負担（以下「学校給食費」という。）に関する教育委員会の諮問に答申すること。</p> <p>(4) 学校給食の啓蒙、向上、普及に関する調査、研究を行うこと。</p>

改正後	改正前
<p>(運営委員会の役員) <u>第5条</u> 運営委員会に次の役員を置く。役員は委員の互選による。 (1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名</p> <p><u>第6条</u> 委員長は運営委員会を代表し、会務を統理する。 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(学校給食費の納入) <u>第8条</u> 学校給食費の納入者は次の各号に定めるものとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項及び同条第2項(就学義務)に規定する保護者 (2) 教職員 (3) 学校給食に従事するもの (4) 学校給食を試食したもの 2 学校給食費は年間所要額を10で除して得た額を定められた日までに納入しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、学校給食費を減額又は免除することができる。</p>	<p>(運営委員会の役員) <u>第6条</u> 運営委員会に次の役員を置く。役員は委員の互選による。 (1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 監事 2名</p> <p><u>第7条</u> 委員長は運営委員会を代表し、会務を統理する。 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。 3 監事は給食負担金にかかる金銭及び物品出納の適正を確保するため、毎年度決算期及び学期末毎に給食調理場会計の監査を行い、その結果を運営委員会に報告する。</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(給食負担金の納入者) <u>第9条</u> 給食負担金の納入者は次の各号に定めるものとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項及び同条第2項(就学義務)に規定する保護者 (2) 教職員 (3) 学校給食に従事するもの</p>
<p><u>第7条</u> 略</p>	<p><u>第8条</u> 略</p>

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額の決定)</p> <p>第9条 学校給食費の額は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項（経費の負担）に規定する区分により運営委員会の意見を聞いて、教育委員会が定める。</p> <p><u>（給食数の報告）</u></p> <p>第10条 学校長は、給食を実施する日及び給食を受ける食数を定められた日までに翌月分を報告するものとする。ただし、その報告に変更があるときは、給食を実施する日に対して定められた変更期限日までに報告するものとする。</p> <p><u>（学校給食費の精算）</u></p> <p>第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費を当該各号に定める食数にて精算することができる。</p> <p>(1) 転出した場合は、転出までに提供を受けた食数</p> <p>(2) 転入した場合は、転入後に提供を受けた食数</p> <p>(3) 病気又は事故等の事由により連続して5日（学校の休校日を除く。）を超えて欠席した場合は、欠席した日から学校給食の提供を再開する日の前日までのうち、給食の提供が予定されていた食数を年間基準提供食数から除いた食数</p> <p>(4) 年間に提供した食数又は予定される食数が175食に満たない場合は、給食の提供を受けた食数</p> <p>2. 学校給食費の精算は、3月末までの期間又は転出時に行うことができる。</p> <p>第12条 略</p>	<p>(給食負担金の額の決定及び納入方法)</p> <p>第10条 給食負担金の額は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項（経費の負担）に規定する区分により運営委員会の意見を聞いて、教育委員会が定める。</p> <p>第11条 給食負担金は毎月25日までに年間所要額を12で除して得た額を納入通知書により、別に定める金融機関に納付するものとする。ただし、所長が特に必要と認めるときは、年間所要額を10で除して得た額で納付することができる。</p> <p><u>（給食負担金の精算）</u></p> <p>第12条 給食負担金の精算額は、給食回数により算定する。</p> <p>2. 前項の精算は日割による計算とし、年間所要額を年間給食日数で除した額に給食回数を乗じて算出するものとする。ただし、円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>3. 給食回数は、毎月15日までに翌月分を報告するものとする。ただし、その報告に変更があるときは、給食実施日の10日前までに行うものとする。</p> <p>第13条 略</p>

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の際、現にこの規則の一部を改正する前の仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則第4条、第5条第1項第3号、第6条第1項第3号、第7条第3項の規定は、令和6年6月30日までの間は、なおその効力を有する。</u></p>	

日程第 7

議案第 3 号

仁木町学校給食共同調理場会計規程を廃止する規程に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町学校給食共同調理場会計規程を廃止する規程（案）

仁木町学校給食共同調理場会計規程（平成28年教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による廃止前の仁木町学校給食共同調理場会計規程第4条、第5条、第7条の規定は、令和6年6月30日までの間は、なおその効力を有する。

日程第 8

議案第 4 号

令和 6 年度仁木町教育行政執行方針に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

令和6年度

仁木町教育行政執行方針

仁木町教育委員会

令和6年度仁木町教育行政執行方針

令和6年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まるご支援によりまして、令和5年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、学校教育につきましては、仁木町学校教育基本方針に基づき、令和4年度から義務教育期間の9年間を見通した小中一貫教育の実現に向けた取組に着手しており、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症となったことから、これまで制限されてきた教育活動が回復し、GIGAスクール構想のもとで生み出されてきた多様な教育実践の工夫を取り入れることにより、新しい学びの在り方へと進化しております。また、生涯学習においては、総合計画にある「町民に質の高い教育を」の実現に向け、これまで行ってきた事業の見直しなど、町民一人ひとりが学習できる環境を整えていきたいと考えております。

令和6年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、第6期仁木町総合計画の将来像である「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまち～すべては未来の子どもたちのために～」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が連携しながら取組の方針と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要となる基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。

文部科学省では、加速する社会のデジタル化の変化に対応するため、GIGAスクール構想で示された個に応じた指導をより一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、学習の充実を図るとともに、情報通信端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらの情報手段等を活用した課題解決型学習等により、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論することなどが示されております。

そのため、これらの情報手段を適切に活用し、学習活動の充実を図る取組を進めていくほか、個に応じた指導が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、

持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質、能力を育成する「協働的な学び」の充実にも取り組んでいくなど様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「教育内容の充実」であります。

I C T機器の活用につきましては、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。

また、大学入学共通テストにおいては、オンライン回答による出題方式が検討されており、小中学生を対象とした、全国学力・学習状況調査においてもオンライン回答が段階的に進められ、本年度においても全ての学校で文部科学省C B Tシステムを活用したオンライン回答が実施されることとなっております。

そのため、教職員一人ひとりが、子どもたちと共にI C Tに慣れ親しみ、I C Tスキルを向上させると共に、これまでの優れた教育実践とI C Tを最適に融合することで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげてまいります。

外国語教育の推進につきましては、「読む」、「聞く」の2技能を判定する英検I B A、英語の発音を音声で確認することができるデジ

タル教科書、外国人と会話する機会として外国語指導助手を活用しながら、英語力の定着・向上に取り組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、仁木町学校教育基本方針を踏まえ、令和8年度の導入に向けた準備として、「9年間を通じた指導計画」、「9年後の目指す子ども像」、「小中学校間の乗り入れ授業」に加え、「小中合同の教員研修」、「小中合同の公開授業」などに取り組んでまいります。

また、銀山地区に開校予定の義務教育学校につきましては、開校準備委員会を設置し、「校歌・校章」、「教育課程」、「学校施設」、「部活動」などについて協議するほか、実施設計につきましては、昨年度策定した基本設計を基に、学校設備や学校備品の検討、太陽光発電設備の設置などについて検討し、関係機関の意見等を踏まえながら、関係法令に照らし合わせ、構造設計図、工事費概算図書等を策定してまいります。

仁木地区・銀山地区に設置しておりますコミュニティスクールにつきましては、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みであることから、保護者や地域住民が学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンを持ち一体となって地域の子どもたちを育み、小中一貫教育や部活動の地域移行に対しても連携しながら進めてまいります。

重点の2つ目は、「教育環境の充実」であります。

昨年度は、熱中症アラートが道内全域に発令され、本町でも各学校では授業時間の短縮などの対応を取ったところであり、近年の異常気象により、北海道の気候が変化し、本州並みの暑さとなっていることから、児童生徒の健康を守るため、町内全ての小中学校のエアコン設置に向け実施設計を策定するほか、暑さ指数や熱中症警戒アラートを踏まえた運用を実施し、暑さ対策・熱中症対策に取り組めます。

教職員の働き方改革につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプランに基づき、長期休業期間中における閉庁日や定時退勤日の設定など従前からの取組を継続しつつ、国の方針である部活動の地域移行に取り組むことや、校務支援システムやICT機器を積極的に活用した効率的な業務の推進のほか、時間外在校時間の公表などを引き続き実施し、業務削減や勤務環境の改善に取り組んでまいります。

ICT機器の整備につきましては、各学校で学習eポータル、文部科学省CBTシステム、デジタル教科書等、デジタル教材の活用が進んでいることに伴い、引き続きICT支援員により支援してまいります。

重点の3つ目は、「学校給食の充実」であります。

食育につきましては、栄養教諭を中心として引き続き各学校と連携し、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた指導、並びに本町及び北後志管内を始めとした北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地産地消の大切さや地域の食文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。

なお、物価高騰の影響により食材価格の値上がりが続いていることを受けまして、本年度から学校給食費を 10 パーセント程度値上げし、1食あたり小学校は323円、中学校は372円に設定いたしますが、物価上昇に直面する子育て世代の経済的負担軽減を目的に、児童生徒の保護者が負担する学校給食費の無償化を実施いたします。

学校給食調理業務につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一に行っておりますが、20年目を迎える調理場設備において耐用年数を超え経年劣化が見られる機器については、突発的な故障による給食の提供停止を防ぐため、本年度は食器・食缶消毒保管スペース等にある消毒保管機、場内各所にある石鹼液供給装置等を更新する予定であり、今後においても計画的な更新を予定しております。

また、仁木町立学校の働き方改革アクションプランに基づき、学校職員の事務の負担軽減を図るため、これまで各学校が行っていた学校給食費徴収業務を地方自治体の会計に組み入れる「公会計制度」

を本年度から導入いたします。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通じて、いつまでも学べるよう地域において様々な学習機会に出会える環境を整えることを目指しています。

本町におきましても、第6期仁木町総合計画や教育大綱を踏まえ、子どもから高齢者までがいつまでも、いつでも学べる町づくりを目標として、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「いつまでも学習の推進」であります。

いつまでも学習の推進につきましては、仁木町社会教育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めるとともに、行政、学校及び地域が協力して、世代を超えた学習機会を創出するため、町内の社会教育関係団体並びにその他民間企業に協力をいただき、年間を通して多様な体験活動の実施を目指します。

子どもの読書活動につきましては、第2期仁木町子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが読書を通して健やかに成長し、より良い読書習慣を身に着けることができるよう子どもの成長段階に応じた読み聞かせ事業の推進や広報等を活用した本の魅力発信など、読書に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。

また、令和5年度に子どもたちの学習支援を目的に、夏季及び冬季休業期間を利用して、町内の小学4年生から6年生を対象に実施いたしました学習会「寺子屋スタディ」につきましては、連日20人程度の参加があり、一定の成果も現れておりますので、本年度も引き続き取り組んでまいります。

高齢者の社会活動促進や健康増進を図るため、やすらぎ大学などを通して充実した生活をサポートし、生きがいや、やりがいを高める学習を引き続き実施してまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ活動の振興」であります。

スポーツ活動の振興につきましては、町民それぞれが自ら親しみ生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる機会の拡充を図るため、各スポーツ団体等と連携を図り、町民が日常的にスポーツを楽しむ活動機会の提供や、環境整備に努めていくほか、子どもたちがプロレベルのスポーツに親しむ機会を創出し、選手達と触れ合うことを通して、豊かな人間性やたくましい身体を育む機会を設けたいと考えております。

また、スポーツ協会やスポーツ少年団への活動支援による各種事業の充実やスポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動の普及・促進に努めてまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の創出」であります。

文化・芸術活動の創出につきましては、町民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、暮らしに潤いと活力を与えるため、仁木町民センターを中心とした文化施設を、町民の心やすらぐ空間として、各文化団体やサークル活動の交流や参加機会の充実を図り、子どもから高齢者まで文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。

また、文化財の保護、活用といたしまして、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、町指定文化財の保存と町内文化財の調査に取り組み、文化財の適切な保存及び活用に努めて参ります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の適切な管理」であります。

社会教育施設の適切な管理につきましては、教養、健康増進、生活文化の向上を図るため、管理人や指定管理者と連携し、引き続き心豊かに生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

仁木町民スキー場は、令和6年度から、所管を町部局に移管することになりますが、引き続き、冬期スポーツ振興、保健体育の向上及び普及に向けた取組を進めてまいります。

また、昨年度、施設の老朽化に伴い休止しておりました銀山水泳プールは、地域の皆さまとの合意が整いましたので、廃止いたします。

す。

その他、施設の多くが建設後 30 年以上経過していることから、個別施設計画に基づき、計画的な大規模改修等について準備を進めてまいります。

以上、令和 6 年度に取り組む重点施策を申し上げました。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。

教育委員会といたしましては、子どもから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携の下、一丸となって本町教育の充実、発展に取り組んでまいります。

町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

日程第 9

議案第 5 号

令和 5 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 7 号）のうち、教育費に係る意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 2 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

令和5年度歳入予算見積書 (第10回補正)

令和6年2月20日 作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計
 款 15 国庫支出金
 項 02 国庫補助金
 目 05 教育費国庫補助金

科目	目	臨経	見積額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計 *	*		△818	△818	61,077	60,259	
01 小学校費補助金			90	90	347	437	
009 学校保健特別対策事業費補助金	02 臨特		90	90	225	315	増額申請し、交付決定したため。 収入予定額315,000円 - 予算額225,000円=90,000円
02 中学校費補助金			△908	△908	60,730	59,822	
010 学校保健特別対策事業費補助金	02 臨特		72	72	450	522	増額申請し、交付決定したため。 収入予定額522,000円 - 予算額450,000円=72,000円
011 学校施設環境改善交付金	01 臨投		△980	△980	60,148	59,168	入札により工事費が減額されたため。 収入予定額59,168,000 - 予算額60,148,000円=△980,000円
(充当先内訳)	充当先科目	(款・項・目)		充当先事業	充当額 (千円)		
* * 合計 *							△818
10-02-01 教育費 小学校費 学校管理費							90
10-03-01 教育費 中学校費 学校管理費							72
10-03-01 教育費 中学校費 学校管理費							△980

令和5年度 歳入 予算見積書 (第10回補正)

令和6年2月20日 作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

- 会計 01 一般会計
- 款 16 道支出金
- 項 02 道補助金
- 目 05 教育費道補助金

科目	経路	見積額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計 *		△137	△137	137	0	
01 教育支援体制整備事業費補助金		△137	△137	137	0	
001 中学校部活動指導員配置促進事業費補助金	02 臨特	△137	△137	137	0	部活動指導員を配置しなかつたため。 収入予定額0円 - 予算額137,000円=△137,000円
(充当先内訳)	充当先科目	(款・項・目)		充当先事業	充当額 (千円)	
* * 合計 *						△137
10-03-01 教育費 中学校費 学校管理費				130850-00-0 中学校特別支援教育等事業経費		△137

令和 5 年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

令和 6 年 2 月 20 日 作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 02 小学校費

目 02 教育振興費

事業 129900-00-0 就学援助・特別支援教育就学奨励事務経費 [01 補助事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計 *		△266	△266	2,708	2,442	
19 扶助費		△266	△266	2,708	2,442	
008 要保護・準要保護児童生徒就学援助費	11 経常	△266	△266	2,425	2,159	給食費無償化により執行見込額が減ったため。 支出見込額1,730,000円 - 予算額1,996,000円=△266,000円

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

事業 130500-00-0 校外学習事業経費 [02 単独事業]

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 03 中学校費

目 01 学校管理費

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *		△120	△120	2,014	1,894	
07 報償費		△120	△120	120	0	
005 その他報償費		△120	△120	120	0	
036 総合学習等報償	11 経常	△120	△120	120	0	0 学校が本事業の実施を見送ったため。 支出見込額0円 - 予算額120,000円 = △120,000円
(特定財源内訳)	歳入科目	(款・項・目・節・細節)				予算額 (千円) 充当額 (千円)
* 合計 *	歳計 *					△23,666 △120
* 繰入金 基金繰入金	繰入金 基金繰入金	ふるさと振興基金繰入金 ふるさと振興基金繰入金				△23,666 △120

令和5年度歳出予算要求書 (第10回補正)

令和6年2月20日作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育保

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 03 中学校費
 目 01 学校管理費

事業 130510-00-0 総合的な学習事業経費 [02 単独事業]

科目	目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
*	*	*	△103	△103	254	151	
13	使用料及び賃借料		△103	△103	103	0	
011	自動車等借上料	11 経常	△103	△103	103	0	0 公用車で送迎し、借上げバスを利用しなかったため。 支出見込額0円ー予算額103,000円=△103,000円

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 03 中学校費

目 01 学校管理費

事業 130850-00-0 中学校特別支援教育等事業経費 [02 単独事業]

科目	経目	経経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *			△211 △184	△211 △184	5,527 4,750	5,316 4,566	
01 報酬			△184	△184	4,750	4,566	
012 パートタイム会計年度任用職員報酬	02 臨時		△184	△184	4,750	4,566	予定していた部活動指導員を任用できなかったため。 執行見込額4,566,000円 - 予算額4,750,000円=△184,000円
08 旅費			△27	△27	508	481	
001 費用弁償	02 臨時		△27	△27	508	481	予定していた部活動指導員を任用できなかったため。 執行見込額480,960円 - 予算額508,000円=△27,040円
(特定財源内訳) 歳入科目 (款・項・目・節・細節)							
* 合計 *							予算額 (千円) 充当額 (千円) △137 △137
16-02-05-01-001 道支出金 道補助金 教育費道補助金 教育支援体制整備事業費補助金 中学校部活動指導員配置促進事業費補助金							△137 △137

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 03 中学校費
 目 01 学校管理費

事業 130900-00-0 中学校施設管理経費 [02 単独事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計 * *		△120	△120	29,575	29,455	
15 原材料費		△120	△120	161	41	
002 施設維持補修用原材料購入	11 経常	△120	△120	161	41	グラウンドの状態が良く、土等の購入が少なかったため。 執行見込額40,040円 - 予算額161,000円=△120,960円
(特定財源内訳)	歳入科目	(款・項・目・節・細節)				予算額 (千円) 充当額 (千円)
* * 合計 * *						△100 △11
16-02-01-04-017 道支出金 道補助金 総務費道補助金 地域づくり総合交付金 教育ICT環境整備事業						△100 △11

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

- 会計 01 一般会計
- 款 10 教育費
- 項 03 中学校費
- 目 01 学校管理費

事業 131050-00-0 中学校施設改修事業 [01 補助事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *	*	△4,782 △154	△4,782 △154	182,201 1,573	177,419 1,419	
12 委託料						
079 施工監理委託料	01 事業	△154	△154	1,573	1,419	入札により減額となったため。 支出見込額1,419,000円-予算額1,573,000円=△154,000円
14 工事請負費						
002 維持補修工事請負費		△4,628	△4,628	180,628	176,000	
006 外壁等補修工事	01 事業	△4,628	△4,628	180,628	176,000	入札により減額となったため。 支出見込額176,000,000円-予算額180,628,000円=△4,628,000円
(特定財源内訳) 歳入科目 (款・項・目・節・細節)						
* 合計 *	*					予算額 (千円) 充当額 (千円)
15-02-05-02-011 国庫補助金 教育費国庫補助金 中学校費補助金 中学校施設環境改善交付金						△7,280 △7,280
22-01-06-01-002 町 債 教育 債 中学校整備事業債 仁木中学校大規模改修事業						△980 △980
						△6,300 △6,300

令和5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

令和6年2月20日 作成

所属 03-12-02 教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 03 中学校費
 目 02 教育振興費

事業 131200-00-0 就学援助・特別支援教育就学奨励事務経費 [01 補助事業]

科目	経路	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *		△500	2,892	2,392	
19 扶助費		△500	2,656	2,156	
008 要保護・準要保護児童生徒就学援助費	11 経帯	△500	2,467	1,967	給食費無償化により執行見込額が減ったため。 執行見込額1,677,000円 - 予算額2,177,000円=△500,000円

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

令和 6年 2月20日 作成

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

- 会計 01 一般会計
- 款 10 教育費
- 項 05 社会教育費
- 目 01 社会教育総務費

事業 131700-00-0 社会教育委員運営経費 [02 単独事業]

科目	目	種別	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計 *	*		△11	△11	226	215	
18 負担金補助及び交付金			△11	△11	49	38	
001 各種会議等負担金	11 経常		△11	△11	11	0	会議欠席に伴う減額 支出済額0円+支出見込額0円-予算現額11,000円=△11,000円

令和5年度歳出予算要求書 (第10回補正)

令和6年2月20日作成

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 05 社会教育費
 目 01 社会教育総務費

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 131800-00-0 社会教育行政一般事務経費 [02 単独事業]

科	目	経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
*	合計	*	△12	△12	84	72	
18	負担金補助及び交付金		△12	△12	31	19	
001	各種会議等負担金	11 経常	△12	△12	12	0	会議欠席に伴う減額 支出済額0円+支出見込額0円-予算現額12,000円=△12,000円

令和5年度歳出予算要求書 (第10回補正)

令和6年2月20日 作成

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 05 社会教育費
 目 01 社会教育総務費

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 131900-00-0 少年教育経費 [02 単独事業]

科 目	経 路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内 容 及 び 算 定 基 礎 (円)
* * 合 計 *		△109	△109	970	861	
13 使用料及び賃借料		△109	△109	204	95	
011 自動車等借上料	02 臨時	△109	△109	204	95	参加者が少なかったことによりバス運行本数を減らしたことによる減額 支出済額94,540円+支出見込額0円-予算現額204,000円=△109,460円

令和5年度歳出予算要求書 (第10回補正)

令和6年2月20日作成

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 05 社会教育費
 目 01 社会教育総務費

事業 132060-00-0 はたちの集い開催経費 [02 単独事業]

科目	経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *	臨経	△28	△28	490	462	
10 需用費		△16	△16	220	204	
005 印刷製本費	11 経常	△16	△16	43	27	出席者が少なかったことによる写真代の減額 支出済額26,400円+支出見込額0円-予算現額43,000円=△16,600円
11 役務費		△6	△6	6	0	
001 通信運搬費		△6	△6	6	0	
001 郵便料	11 経常	△6	△6	6	0	案内送付数が少なかったことによる減額 支出済額0円+支出見込額0円-予算現額6,000円=△6,000円
13 使用料及び賃借料		△6	△6	39	33	
011 自動車等借上料	11 経常	△6	△6	39	33	参加者が少なかったことにより車種変更したことによる減額 支出済額33,000円+支出見込額0円-予算現額39,000円=△6,000円

令和5年度歳出予算要求書 (第10回補正)

令和6年2月20日 作成

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 05 社会教育費

目 01 社会教育総務費

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 132300-00-0 高齢者教育経費 [02 単独事業]

科目	経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合 計 *		△31	△31	190	159	
13 使用料及び賃借料		△31	△31	135	104	
011 自動車等借上料	02 臨時	△31	△31	135	104	事業終了に伴う減額 支出済額103,280円+支出見込額0円-予算現額135,000円=△31,720円

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

令和 6年 2月20日 作成

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 05 社会教育費
 目 01 社会教育総務費

事業 132600-00-0 文化振興経費 [02 単独事業]

科目	目	経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
*	*	臨時	△45	△45	524	479	
18	負担金補助及び交付金		△45	△45	474	429	
421	仁木町文化連盟補助金	02 臨時	△45	△45	474	429	3 団体退会による補助金の減額 支出済額 429,000円 + 支出見込額 0円 - 予算現額 474,000円 = △45,000円

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

令和 6年 2月20日 作成

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 05 社会教育費

目 01 社会教育総務費

所属 03-13-01 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 132700-00-0 郷土芸能育成経費 [02 単独事業]

科目	経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *		△218	△218	272	54	
18 負担金補助及び交付金		△218	△218	272	54	
422 郷土芸能育成補助金	02 臨時	△218	△218	272	54	イベント等未開催に伴う補助金の減額 支出済額54,000円+支出見込額0円-予算現額272,000円=△218,000円

令和5年度歳出予算要求書 (第10回補正)

令和6年2月20日作成

会計 01 一般会計 所属 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

款 10 教育費

項 06 保健体育費

目 01 保健体育総務費

事業 133400-00-0 保健体育行政一般事務経費 [02 単独事業]

科 目	経 緯	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計 *		△22	△22	345	323	
18 負担金補助及び交付金		△22	△22	70	48	
001 各種会議等負担金	11 経常	△7	△7	7	0	オンライン会議により負担金徴収が無かったことによる減額 支出済額0円+支出見込額0円-予算現額7,000円=△7,000円
280 北海道スポーツ少年団加盟登録負担金	11 経常	△15	△15	63	48	登録者数が少なかったことによる減額 支出済額48,000円+支出見込額0円-予算現額63,000円=△15,000円

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

令和 6年 2月20日 作成

所属 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 06 保健体育費
 目 01 保健体育総務費

事業 133500-00-0 スポーツ推進委員経費 [02 単独事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *		△14	△14	164	150	
18 負担金補助及び交付金		△14	△14	36	22	
001 各種会議等負担金	11 経常	△14	△14	14	0	オンライン会議のため負担金徴収が無かったことによる減額 支出済額0円+支出見込額0円-予算現額14,000円=△14,000円

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

令和 6年 2月20日 作成

会計 01 一般会計 所属 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

款 10 教育費
 項 06 保健体育費
 目 01 保健体育総務費

事業 133700-00-0 体育研修会・教室等開催経費 [02 単独事業]

科 目	経 路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *		△87	△87	87	0	
13 使用料及び賃借料		△87	△87	87	0	
011 自動車等借上料	02 臨時	△87	△87	87	0	バスを利用する参加者がいなかったことによる減額 支出済額0円+支出見込額0円-予算現額87,000円=△87,000円

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

令和 6年 2月20日 作成

会計 01 一般会計 所属 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

款 10 教育費

項 06 保健体育費

目 01 保健体育総務費

事業 134000-00-0 体育団体補助金 [02 単独事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *		△152	△152	1,908	1,756	
18 負担金補助及び交付金		△152	△152	1,908	1,756	
426 仁木町スポーツ少年団育成補助金	02 臨時	△152	△152	731	579	1 団体が活動休止及び1団体が退団したことによる補助金の減額 支出済額579,000円+支出見込額0円-予算現額731,000円=△152,000円

令和5年度歳出予算要求書 (第10回補正)

令和6年2月20日 作成

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 06 保健体育費

目 02 体育施設費

所屬 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 134300-00-0 町営水泳プール管理運営経費 [02 単独事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *	*	△388	△388	2,395	2,007	
01 報酬		△17	△17	736	719	
012 パートタイム会計年度任用職員報酬	11 経常	△17	△17	736	719	天候等により勤務日数が満たなかったことによる減額 支出済額 718, 238円 + 支出見込額 0円 - 736, 000円 = △17, 762円
08 旅費		△22	△22	34	12	
001 費用弁償	11 経常	△22	△22	34	12	天候等により勤務日数が満たなかったことによる交通費相当額の減額 支出済額 11, 200円 + 支出見込額 0円 - 予算現額 34, 000円 = △22, 800円
10 需用費		△100	△100	832	732	
002 燃料費		△3	△3	7	4	
001 ガソリン	11 経常	△3	△3	7	4	燃料消費量が少なかったことによる減額 支出済額 3, 496円 + 支出見込額 0円 - 予算現額 7, 000円 = △3, 504円
007 光熱水費		△97	△97	287	190	
001 電気料	11 経常	△93	△93	281	188	電気消費量が少なかったことによる減額 支出済額 145, 535円 + 支出見込額 42, 000円 - 予算現額 281, 000円 = △93, 465円
002 水道料	11 経常	△4	△4	6	2	銀山水泳プール休止に伴う減額 支出済額 1, 410円 + 支出見込額 0円 - 予算現額 6, 000円 = △4, 590円
11 役員費		△7	△7	67	60	
002 保管料・筆耕翻訳料及び手数料		△7	△7	67	60	
005 し尿汲取料	11 経常	△7	△7	9	2	汲取料が少なかったことによる減額 支出済額 1, 672円 + 支出見込額 0円 - 予算現額 9, 000円 = △7, 328円
12 委託料		△22	△22	240	218	
003 清掃委託料		△22	△22	240	218	
007 施設清掃業務委託料	11 経常	△22	△22	240	218	見積り合せによる減額 支出済額 217, 800円 + 支出見込額 0円 - 予算現額 240, 000円 = △22, 200円
13 使用料及び賃借料		△220	△220	405	185	
011 自動車等借上料	11 経常	△220	△220	405	185	利用者数が少なかったことによりバス運行本数を減らしたことによる減額 支出済額 184, 800円 + 支出見込額 0円 - 予算現額 405, 000円 = △220, 200円

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

令和 6年 2月 20日 作成

会計 01 一般会計 所属 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

款 10 教育費

項 06 保健体育費

目 02 体育施設費

事業 134600-00-0 银山武道館運営費補助経費 [02 単独事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *		△15	△15	141	126	
18 負担金補助及び交付金		△15	△15	141	126	
429 银山武道館運営補助金	11 経常	△15	△15	141	126	修繕がないことによる補助金の減額 支出済額 125,550円 + 支出見込額 0円 - 予算現額 141,000円 = △15,450円

令和 5年度 歳出 予算要求書 (第10回補正)

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 06 保健体育費
 目 04 スキー場管理費
 所属 03-13-02 教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係
 事業 135500-00-0 スキー場管理運営経費 [02 単独事業]

科 目	経 路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *		△121	△121	5,646	5,525	
13 使用料及び賃借料		△121	△121	377	256	
011 自動車等借上料	11 経常	△121	△121	303	182	利用者数が少なかったことによりバス運行本数を減らしたことによる減額 支出済額0円+支出見込額181,500円-予算現額303,000円=△121,500円

令和5年度歳出予算要求書 (第10回補正)

令和6年2月20日 作成

会計 01 一般会計
 款 10 教育費
 項 06 保健体育費
 目 04 スキーマ場管理費

所属 03-13-02

教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習係

事業 135570-00-0 仁木町民スキー場改修事業 [02 単独事業]

科目	経路	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* 合計 *		△154	△154	32,714	32,560	
12 委託料		△154	△154	32,714	32,560	
074 実施設計委託料	01 事業	△154	△154	32,714	32,560	見積合せによる減額 支出済額9,700,000円+支出見込額22,860,000円-予算現額32,714,000円=△154,000円
(特定財源内訳)	歳入科目					予算額 (千円) 充当額 (千円)
* *	合計 *					△200 △200
* *	債 債					△200 △200
22-01-06-02-001 町	債 債					
	教育債					
	仁木町民スキー場改修事業債					
	仁木町民スキー場リフト・ナイター照明更新事業					

令和5年度歳出予算要求書 (第10回補正)

令和6年2月20日 作成

会計 01 一般会計

款 10 教育費

項 06 保健体育費

目 03 学校給食費

所属 03-14-01

教育委員会 学校給食共同調理場 学校給食係

事業 135300-00-0 学校給食センター運営経費 [02 単独事業]

科目	目	経	要求額 (千円)	査定額 (千円)	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎 (円)
* * 合計 *			△3,286	△3,286	54,833	51,547	
03 職員手当等			△240	△240	1,858	1,618	
002 期末手当			△240	△240	1,858	1,618	
003 会計年度任用職員		11 経常	△240	△240	1,858	1,618	令和5年度期末手当は支給済みであり今後の支出見込がないため。 ※ 調理員が任期中で退職したこと等に伴う期末手当支給額減少 (負担行為1,617,490円+今後0円) - 予算1,858,000円=△240,510円
10 需用費			△2,115	△2,115	16,233	14,118	
007 光熱水費			△2,115	△2,115	12,675	10,560	
001 電気料		11 経常	△2,115	△2,115	12,272	10,157	当初積算額より料金単価額が下がったことによる執行残が見込まれるため。 (負担行為6,035,162円+今後3,103,783円) - 予算11,254,000円=△2,115,055円
11 役務費			△66	△66	2,026	1,960	
002 保管料・筆耕翻送料及び手数料			△66	△66	1,152	1,086	
022 車検整備等手数料		11 経常	△66	△66	372	306	当初積算額より契約額が下がったことによる執行残が見込まれるため。 (負担行為305,612円+今後0円) - 予算372,000円=△66,388円
12 委託料			△279	△279	12,009	11,730	
001 保守点検委託料			△106	△106	2,865	2,759	
015 浄化槽維持管理委託料		11 経常	△6	△6	91	85	当初積算額より契約額が下がったことによる執行残が見込まれるため。 (負担行為85,000円+今後0円) - 予算91,000円=△6,000円
021 機械設備保守点検委託料		11 経常	△100	△100	1,181	1,081	当初積算額より契約額が下がったことによる執行残が見込まれるため。 (負担行為1,080,200円+今後0円) - 予算1,181,000円=△100,800円
062 給食配送委託料		11 経常	△173	△173	9,144	8,971	当初積算額より契約額が下がったことによる執行残が見込まれるため。 (負担行為8,949,600円+今後0円) - 予算9,123,000円=△173,400円
17 備品購入費			△586	△586	12,454	11,868	
003 施設管理用備品		11 経常	△586	△586	12,454	11,868	当初積算額より契約額が下がったことによる執行残が見込まれるため。 (負担行為11,540,100円+今後327,580円) - 予算12,454,000円=△586,320円

日程 第 10

議案 第 6 号

山村開発センターの指定管理者の指定に係る意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第12号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

議案第11号

仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について

仁木町山村開発センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）第5条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月8日提出

仁木町長 佐藤 聖一郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称

所在地 仁木町西町1丁目52番地

名称 仁木町山村開発センター

2 指定管理者に指定する団体の住所及び名称

住所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

名称 東京美装北海道株式会社

代表取締役社長 高橋 秀樹

3 指定の期間

自 令和6年4月1日

至 令和9年3月31日

日程第 11

議案第 7 号

令和 6 年度余市郡仁木町一般会計予算のうち、教育費に係る意見聴取に
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 2 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第12

議案第8号

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果に関する件
について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第3条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

日程第13

協議案第1号

当面する教育諸問題に関する件について

令和6年2月22日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和6年第3回仁木町教育委員会定例会

3月 日 () : ~ 委員会室

※令和5年・・・3月24日(金) 9:23~10:15

※令和4年・・・3月25日(金) 9:30~10:10

○ 仁木町議会全員協議会

2月22日(木) 13:00~ 委員会室

○ 仁木町すこやか子育て支援センター落成式

2月23日(金) 13:00~ 同センター

○ 第22回教育長杯室内パークゴルフ大会

2月23日(金) 13:00~ 山村開発センター

○ 授業参観(3・4年生)

2月26日(月) 13:15~ 仁木小学校

○ 議会運営委員会

2月28日(水) 13:30~ 委員会室

○ 令和5年度小中一貫教育推進会議

2月28日(水) 18:30~ 交流ホール

○ 授業参観(5・6年生)

3月4日(月) 13:15~ 仁木小学校

○ 第3回文化財保護審議会

3月7日(木) 10:00～ 応接室

○ 令和6年第1回仁木町議会定例会

3月8日(金)～22日(金) 議場

○ 令和5年度仁木町女性のつどい

3月8日(火) 13:00～ 交流ホール

○ 令和6年度各会計予算特別委員会

3月11日(月)～18日(月) 委員会室

3 その他

(1) 令和5年度小・中学校卒業証書授与式

仁木中学校 3月15日(金) 9:15～

銀山中学校 3月15日(金) 10:00～

仁木小学校 3月19日(火) 10:00～

銀山小学校 3月19日(火) 10:00～

(2) 令和6年度小・中学校入学式

銀山小学校 4月8日(月) 10:00～

仁木小学校 4月8日(月) 10:30～

仁木中学校 4月8日(月) 13:30～

銀山中学校 4月8日(月) 13:30～

(3) 令和6年度転入教職員辞令交付式(予定)

4月2日(火) 14:00～ 町民センター交流ホール

(4) 令和6年度小・中学校新入学生一覧について

別紙のとおり

